

2021年7月13日
 ペッツファースト少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者様へ【第3報】

この度の災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
 ペッツファースト少額短期保険では、災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対して
 以下の措置を適用させていただきます。

「保険料払込猶予期間の延長」

お客様のお申し出により、保険料の払い込みについて、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社カスタマーサポートまでお申し出ください。

カスタマーサポートセンター 0120-226-776

(受付時間：平日 9:30～17:30)

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【静岡県】 熱海市（あたまし）	7月3日	梅雨前線に伴う大雨により、土石流が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【鳥取県】 鳥取市（とっとりし） 【島根県】 松江市（まつえし） 出雲市（いずもし）	7月7日	梅雨前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<p><u>【鹿児島県】</u> <u>出水市（いずみし）</u> <u>薩摩川内市（さつませんだいし）</u> <u>伊佐市（いさし）</u> <u>薩摩郡さつま町（さつまぐんさつまちよ う）</u> <u>始良郡湧水町（あいらぐんゆうすいちよ う）</u></p>	<p><u>7月 10 日</u></p>	<p>梅雨前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
---	-----------------------	---	----------------------------

以上